

安保土地規制に180カ所

政府が第3弾提示 米軍施設が初対象に

重要な施設周辺や国境離島を対象とする土地利用規制法の「特別注視区域」「注視区域」について、25都道府県の180カ所の候補地を有識者らでつくる審議会に提示した。今回、初めて在日米軍施設を対象とした。追加指定されれば昨年9月の全面法施行後、第3



土地利用規制法

安全保障上、重要な地域での土地利用を規制する法律。外国資本による自衛隊基地周辺などの土地取得が問題視され、整備された。「注視区域」に指定されるなど、政府が土地所有者の氏名や国籍などを調査し、施設の機能を妨害する行為に中止勧告や命令を出すことが可能になる。さらに自衛隊基地の司令部や警戒監視機能を持つ施設、無人の国境離島などは「特別注視区域」の指定対象となり、一定面積以上の売買に事前届け出を義務付けている。

政府は11日、安全保障上

弾となる。早ければ年内に指定が決まる。

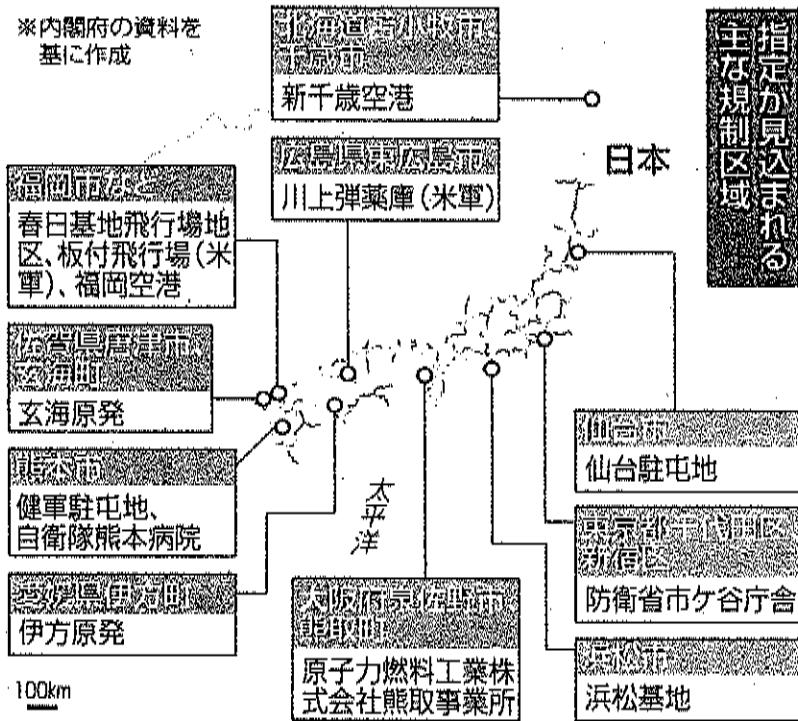
新たに提示された特別注視区域は46カ所、注視区域は134カ所。北海道が最多で自衛隊施設など56カ所が候補となつた。米軍施設は川上弾薬庫（広島県東広島市）、板付飛行場（福岡市）を含む計6施設。

視区域は46カ所、注視区域は134カ所。北海道が最多で自衛隊施設など56カ所が候補となつた。米軍施設は川上弾薬庫（広島県東広島市）、板付飛行場（福岡市）を含む計6施設。

区域は施設周辺の一部自治体も対象。四国電力伊方原発（愛媛県伊方町）や九州電力玄海原発（佐賀県唐津市、玄海町）など原子力関連施設や、新千歳空港といった空港も明記した。

都千代田区、新宿区（東京）は注視区域では200平方㍍以上の土地売買契約が事前に届け出制となり、違反すれば罰則が科される。政府は、人口集中地区や土地取引が多い地域に關し「総合的に勘案し、特別注視区域に指定しないことがある」と説明している。同法は、重要施設や、領海の根拠となる国境離島の機能を妨害する土地利用を防ぐのが目的。区域指定は今年2月に第1弾、8月に第2弾の計219カ所が施行された。

*内閣府の資料を基に作成



主な重要土地区域案(関係分)	
【岐阜県】各務原市	空自岐阜基地 (特)
【三重県】津市	陸自久居駐屯地 (注)
【滋賀県】大津市	陸自大津駐屯地 (注)

* (注) = 注視区域、(特) = 特別注視区域